

森林整備保全事業 設計変更ガイドライン (調査、測量等業務)

平成28年7月

林野庁
中部森林管理局

目 次

I 策定の目的等	1
1 策定の目的	1
2 設計変更の現状	1
II 設計変更を行うことができないケース	1
1 設計変更を必要としないもの	1
2 設計変更を行うことができないもの	1
III 設計変更を行うことができるケース及び留意事項	2
1 設計変更を行うことができるケース	2
2 設計変更に当たっての留意事項	2
IV 設計変更の具体事例及び手続き	3
1 「設計書の点検」の範囲をこえるもの	3
2 設計変更手続きフロー	7
3 設計変更に関わる資料の作成	7
4 条件明示について	8
V 指定・任意の使い分け	9
VI 入札・契約時の契約図書等の疑義	9
1 入札・契約時の契約図書等の解決	9

設計変更ガイドライン（調査、測量、設計及び計画業務編）

I 策定の目的等

1 策定の目的

調査、測量、設計及び計画業務（以下、「調査、測量等業務」という。）の成果は、工事発注に際しての工事規模（予算等）の把握、工事数量の算定および工事発注図書の作成等に活用される。

このため、調査、測量等業務の成果は、工事コスト、工事目的物の品質、円滑な工事の実施、維持管理コスト等に大きく影響し、ひいては事業全体の品質やコストにも影響することから、その品質を確保することはきわめて重要である。

調査、測量等業務の履行に当たっては、発注者は業務の目的・方針及び仕様等を明確に示した上で、受注者はその方針等に基づき、技術や創意工夫を発揮し、より良い成果を得るべく業務をおこなうものであり、本ガイドラインは、発注者及び受注者が、より適切な設計等業務の実施及び品質確保が図られるよう、設計変更が可能な場合と不可能な場合及び手続き等について十分理解し、設計変更に係る業務の円滑化を図ることを目的とする。

2 設計変更の現状

（１）設計図書に明示されている事項については、明示されている内容と現地条件に不一致がある場合には、契約書の関連条項に基づき、設計図書に明示した事項を変更し、併せて履行期間又は請負代金額、若しくは両方の変更を行うことが一般的である。

（２）一式計上されている事項や設計図書に誤謬、脱漏又は表示が不明確となっている事項は、変更対応が問題となる場合がある。

（参考）用語の定義

契 約・・・業務請負契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。

契約図書・・・契約書及び設計図書をいう。

契約変更・・・業務請負契約書及び設計図書を内容とする契約の変更を行うことをいう。

設計図書・・・図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

指示等・・・契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

協 議・・・発注者と受注者が書面による確認を行うことをいう。

設計変更・・・契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示することをいう。

II 設計変更を行うことができないケース

1 設計変更を必要としないもの

受注者の都合による任意の提案を発注者の「承諾」を得て業務を実施した場合

2 設計変更を行うことができないもの

（１）設計図書に条件明示のない事項について、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して業務を実施した場合

（２）発注者と受注者が「協議」を行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示がない時点で「協議」している内容の業務を実施した場合

（３）調査、測量等業務契約書及び仕様書に定められている「所定の手続き」を経っていない場合

契約書第 18 条	条件変更等
〃 第 19 条	設計図書等の変更
〃 第 20 条	業務の中止
〃 第 21 条	業務に係る受注者の提案
〃 第 22 条	受注者の請求による履行期間の延長
〃 第 23 条	発注者の請求による履行期間の短縮等
〃 第 24 条	履行期間の変更方法
〃 第 25 条	請負代金額の変更方法等
〃 第 30 条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更
仕様書	設計図書の支給及び点検
〃	条件変更等
〃	契約変更
〃	履行期間の変更
〃	一時中止

- (4) 正式な書面によらない事項（口頭での指示・協議等）の場合
ただし、契約書第 26 条（臨機の措置）の緊急やむを得ない事情の措置を行う場合は、この限りではない。

Ⅲ 設計変更を行うことができるケース及び留意事項

1 設計変更を行うことができるケース

- (1) 地形・地質・地下水・河川流量等の自然的条件、又は現地調査のための立入条件や準拠すべき技術基準等の人為的条件など、設計図書に示された履行条件が実際と相違する場合
- (2) 契約時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず業務に着手出来ない場合又は受注者の責によらず業務を中止せざるを得ない場合
- (3) 発注者と受注者の「協議」又は業務請負契約書及び仕様書に定められている所定の手続きを行い、発注者から受注者に対して協議の回答又は指示を行ったもの
※ 所定の手続きについては、Ⅱ－２－（３）を参照
- (4) 受注者は、「設計図書の点検」の範囲を超える作業で、協議を行った上で発注者の「指示」により実施する場合
※ 「設計書の点検」の範囲を超える作業については、Ⅳ－１を参照

2 設計変更にあたっての留意事項

- (1) 発注者と受注者が、当初設計の考え方や設計条件を再確認し、書面による確認「協議」を行う。
- (2) 設計変更しようとする業務内容の妥当性を「協議」し、当該業務における設計変更の必要性を明確にする。
- (3) 設計変更の所定の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

IV 設計変更の具体事例及び手続き

1 「設計書の点検」の範囲をこえるもの

(参考) 調査等業務標準仕様書
(設計図書の支給及び点検)

第1105条

受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図を貸与する。ただし、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

2 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義がある場合には、監督職員に書面により質問し、その回答及び指示に基づき実施しなければならない。

3 監督職員は、必要と認めた場合には、受注者に対し、図面又は詳細図面等は無償で貸与又は追加支給するものとする。

(1) 「設計図書の点検」

受注者は、「設計図書の点検」を行い、疑義がある場合は、監督職員に書面により質問し、その回答及び指示に基づき実施しなければならない。疑義がある場合とは、契約書第18条第1項1号から第5号のいずれかに該当する事実（設計図書の点検の範囲を超えるもの）がある場合をいう。

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
- ② 設計図書に誤謬又は脱漏があること
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと
- ④ 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- ⑤ 設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲をこえる行為は、以下のものなどが想定される。このような作業を行う必要が生じた場合は、契約書第18条に基づき受発注者で対応を協議し、必要に応じて設計図書の訂正・変更により対応する。

<具体事例>

ア 設計等業務に適用すべき諸基準と整合していないため、業務内容の見直しが必要となるもの。

イ 設計図書と現地が整合していないため、業務内容の見直しが必要となるもの。

ウ 既存の設計等業務の成果が、適用すべき諸基準と整合していないため、業務内容の見直しが必要となるもの。

エ 既存の調査結果に不足があり、業務内容の見直しが必要なもの。

オ 既存の成果品について、構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。

カ 既存の成果品について、構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査が必要となるもの。

キ 設計根拠（技術基準や構造計算等）の基礎データの見直しが必要となるもの。

ク 業務実施のための関係機関との協議内容が明確でないもの。

(参考) 既存業務の成果品に誤り等があった場合の取扱い

- 受注者は、設計図書の点検を行い、既存業務の成果品に誤り等があることが認められた場合は、速やかにその事実を発注者に報告する。
- 発注者は、既存業務の成果品の欠陥について調査するとともに、既存業務の受注者に対して、成果品の欠陥及びその原因について調査を依頼し、事実関係の確認を行う。
- 既存の成果物に瑕疵があるときは、契約書第40条（瑕疵担保）に基づき、受注者に対して相当の期間を定めて瑕疵の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求する。

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

誤謬とは、設計条件や特別仕様書等の設計図書に間違いがある場合であり、脱漏は、当初発注時に条件明示すべきものにも係わらず抜けている場合であるが、契約後にその事実が判明した場合は、必要に応じて設計図書の訂正・変更により対応する。

＜具体事例＞

- ア 設計図書や特別仕様書等の設計図書に誤りがある。
- イ 適用する図書の明示（技術基準や道路橋示方書等の適用）が記載されていない。
- ウ 耐震設計を行う場合の施設の重要度区分に関する条件が明示されていない。
- エ 打合せ回数、照査に関する条件が明示されていない。
- オ 調査業務（外業）における仮設・運搬・安全対策に関する条件が明示されていない。

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

本来は、当初発注時に条件明示すべきものであるが、契約後にその事実が判明した場合は、必要に応じて設計図書の訂正・変更により対応する。

＜具体事例＞

- ア 設計図書の表示が明確でないため、業務の実施に当たって判断し得ない場合。
- イ 構造物の設計等業務において、構造物の比較検討について記載があるが、比較検討を行う数（何パターンの構造物を比較するか）が具体的に示されていない。
- ウ 調査業務における水替工において、当初設計における想定の湧水量や排水設備規模、運転日数等が明示されていない。
- エ 打合せ等の日数が明確でない。

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続き

受注者は、設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員（発注者）に通知しなければならない。

発注者は、受注者立ち会いの上直ちに調査を行い、その事実が確認された場合は、必要に応じて設計図書の訂正・変更により対応する。

＜具体事例＞

- ア 既存の測量成果による地形条件と現地が相違する場合
- イ 既存の地質調査の成果による支持層の位置、地下水位等が現地と相違する場合
- ウ 現地調査を実施しようとしたところ、地権者等から立入を制限された場合
- エ 関係機関及び第三者との協議により、業務内容や履行条件を変更せざるを得ない場合

(5) (1)～(4) の場合の手続き

受注者は、設計図書の点検を行い、業務請負契約書第 18 条第 1 項の各号のいずれかに該当する事実がある場合は、直ちにその旨を監督職員に報告する。



監督職員は、受注者の立会いの上、直ちに調査を実施する。
なお、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。【契約書第 18 条第 2 項関係】



発注者は、業務請負契約書第 18 条第 4 項の規定により、調査の結果により同第 18 条第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。



発注者は、業務請負契約書第 18 条第 4 項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認められるときは、同第 18 条第 5 項の規定に基づき、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。



・ 履行期間の変更方法

業務請負契約書第 24 条第 1 項の規定により、履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。

・ 請負代金額の変更方法

業務請負契約書第 25 条第 1 項の規定により、請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

※ 工事契約書の各条項は、国有林野事業の建設工事に係る設計等業務の請負契約書について（平成 8 年 3 月 27 日付け 8 林野管第 23 号林野庁長官通知（最終改正：平成 25 年 3 月 18 日付け 24 林国管 148 号））国有林野事業業務請負契約約款の条項により記載している。

（6）発注者から設計図書の変更に係る指示があった場合の手続き

発注者は、業務請負契約書第 18 条第 4 項の規定によるほか、必要があると認められるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。

この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期限若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

＜具体事例＞

ア 業務の進捗に伴い、新たな技術的観点から、当初契約した業務範囲を超えて発注者が作業を指示した場合

イ 業務の途中において、当初契約した業務内容に追加して構造物等の比較検討等を発注者が指示した場合

（7）業務中止の場合の手続き

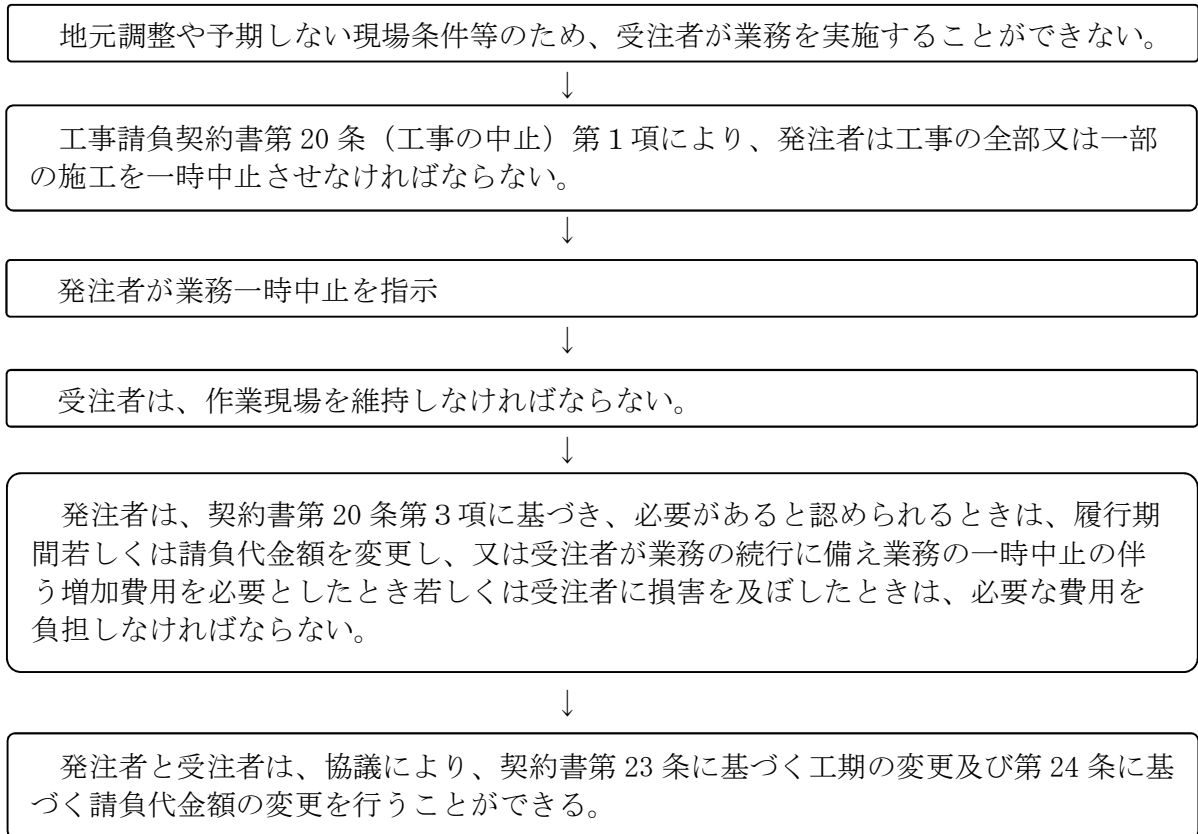
自然的又は人為的な事由であって、受注者の責に帰することができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められる場合、発注者は、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

発注者は、この場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止の伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

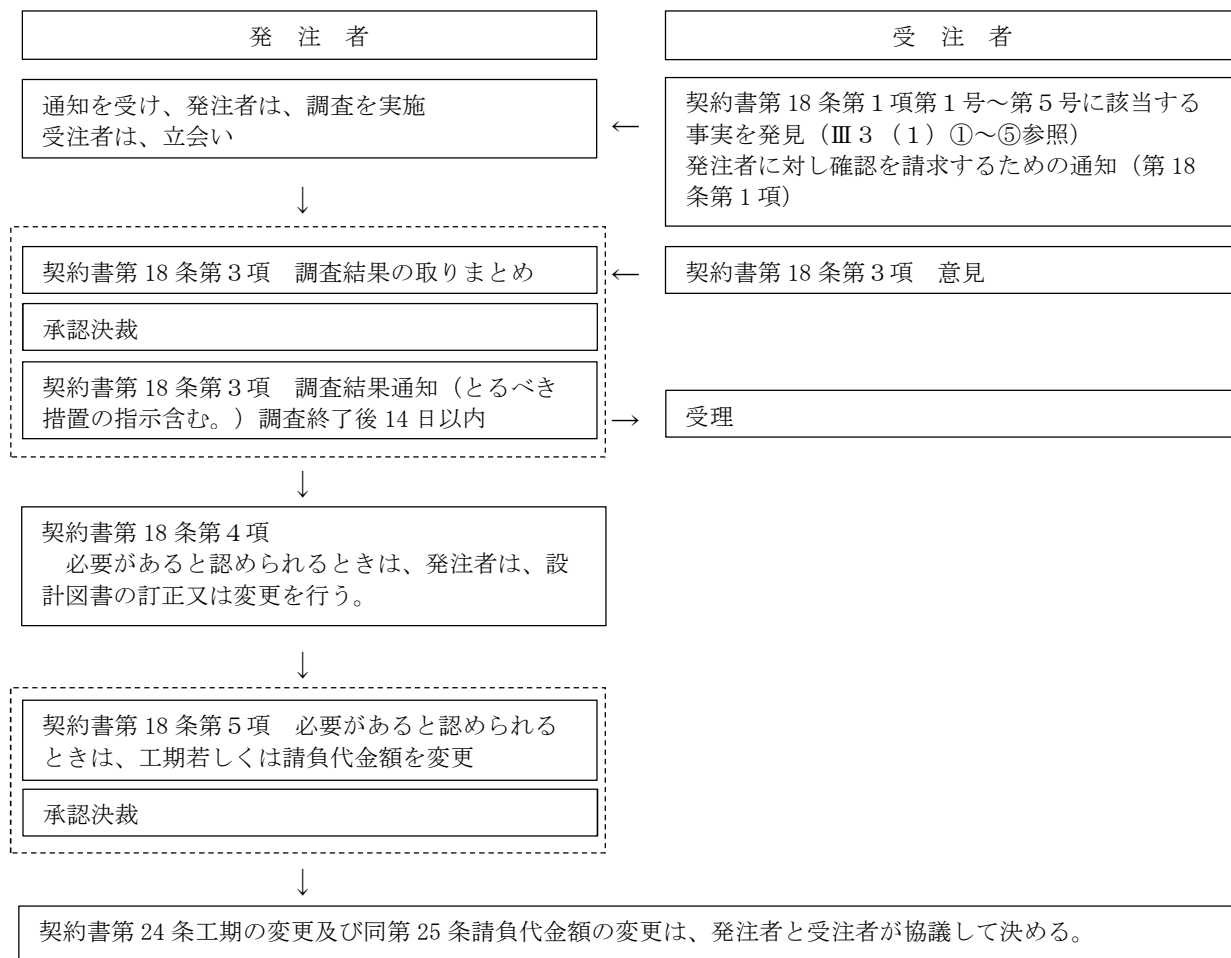
<具体事例>

- ア 第三者の所有する土地への立入りについて、当該土地所有者の承諾を得ることができないため、業務に着手することができない場合
- イ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等受注者の責に帰することができないものにより、業務を実施することができない場合
- ウ 請負者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた
- エ 予見出来ない事態（地中障害物の発見等）が発生した

<手続き>



2 設計変更手続きフロー



3 設計変更に関わる資料の作成

（1）設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して、業務請負契約書第 18 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成に必要な費用については、契約変更の対象としない。

（2）設計変更に必要な資料作成

工事請負契約書第 18 条第 1 項に基づき、設計変更するために必要な資料の作成については、工事請負契約書第 18 条第 4 項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき必要な内容については、受注者及び発注者の双方で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について、書面により協議し、合図を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。

4 条件明示について

履行条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

(1) 工程関係

- ① 他の業務の開始又は完了の時期により、当該業務の履行時期等に影響がある場合は、影響箇所及び他の業務の内容、開始又は完了の時期。
- ② 業務の履行時期、履行期間等が制限される場合は、制限される内容、時期等
- ③ 当該業務の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期
- ④ 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該業務の履行期間に影響がある場合は、その項目及び影響範囲
- ⑤ 余裕期間を設定して発注する業務については、当該業務の着手時期
- ⑥ 業務着手前に地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設時期。
- ⑦ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数

(2) 用地関係

- ① 第三者の所有する土地への立入りについて、当該土地所有者の承諾が得られていない部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。
- ② 仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法

(3) 公害関係

- ① 調査に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、調査方法、設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。
- ② 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間。
- ③ 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）。

(4) 安全対策関係

- ① 交通安全施設を指定する場合は、その内容、期間。
- ② 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する調査での調査方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容。
- ③ 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容。
- ④ 交通誘導員の配置を指定する場合は、その内容。
- ⑤ 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容。

(5) 仮設備関係

仮設・運搬施設を指定する場合は、その内容、期間。

(6) 調査支障物件等

地上、地下等の専用物件の有無及び占用物件等で調査に支障のある物件（立木等）が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、移設方法、防護等。

(7) その他

- ① 調査用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等
- ② 関係機関・自治体等の工事と近接する場合の協議に係る条件等、その内容。
- ③ 調査用電力、給水等の必要のある場合は、その内容・方法等。
- ④ 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。

V 指定・任意※の使い分け

- (1) 業務請負契約書第1条第4項の規定により、受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

- (2) 指定と任意の区分

	指定	任意
設計図書	履行方法等について具体的に指定 (契約条件として位置づけ)	施工方法等について具体的には指定しない
履行方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（業務計画書等の修正、提出は必要）
履行方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に 対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

※「指定」とは、発注者が設計図書に示した手段により業務を行うことをいい、「任意」とは、業務を完了するための手段を受注者の責任において行うことをいう。

VI 入札・契約時の契約図書等の疑義

1 入札・契約時の契約書等の疑義の解決

設計図書等に関する疑義については、下記により、入札前の段階、設計図書の点検段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がることになる。

- (1) 入札前

入札参加者は、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、入札しなければならない。

この場合において、入札の公告、公示、入札説明書又は指名通知書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、書面（電子メール可）をもって質問をするものとする。

なお、質問に対する回答は、書面（電子メールによるものは電子メールで）により行うとともに閲覧等に応ずる。
(入札心得：入札等)

- (2) 契約後

受注者は、業務履行前及び履行途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の点検を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

(共通仕様書：設計図書の支給及び点検)